

生物多様性くまもと戦略 2030 (概要版)



1 生物多様性とは

ある地域に生育・生息している全ての生物と周囲の生活環境のまとまりを生態系といい、それぞれの生態系の中で、様々な生物が互いに複雑な関係を持ちながら、多様な生態系を形づくっていることが「生物多様性」です。

生物多様性の3つの段階

遺伝子の多様性

同じ種でも個体ごとに異なる遺伝子構造を持つことで、個性が生まれます。
多様な個性を持つことにより、種全体として気候の変化や伝染病の流行などの環境変化に対応できる可能性が高くなります。



同じ種でもさまざまな模様があるハマグリ

種の多様性

現在、地球上では最大で約3,000万種の生物が存在すると推定されています。それぞれの種は、生態系の中で特定の役割を担っており、ある種が絶滅すると生態系のバランスが崩れてしまいます。



ニホンカモシカ



オオルリシジミ

生態系の多様性

海洋、河川、森林、草原、里地里山など、いろいろな生態系は生物的要素（動物、植物など）と、その生活基盤である無機的要素（大気、土壌など）から成り立っています。



森林（南小国町）



海洋（天草市）



生態系の多様性

種の多様性



遺伝子の多様性



生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）

基礎サービス

私たちの呼吸に不可欠な酸素は、植物などの光合成生物の光合成によって創られています。

また、植物の蒸散などによって、気温の安定と豊かな水がもたらされ、降雨などを通じて水は循環しています。



森林

供給サービス

多様な生物は、私たちが生きる上で必要な食べ物をはじめ、衣類に使われる綿や麻、住宅に使われる木材、漢方薬や新薬の原料など多くの資源を提供しています。



天草地域のクルマエビ

文化的サービス

私たちは、自然の中で様々な知識、技術、豊かな感性や美意識を培い、文化や伝統的な自然観を作り上げてきました。

また、自然と文化が一体となった「風土」は、工芸、食文化、芸能などを育みます。



久連子古代踊り
(八代市)

調整サービス

私たちの生活は、水質の浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制など面で、生物多様性に富んだ生態系によって支えられています。



適切に管理された森林

生物多様性4つの危機

第一の危機

人間活動や開発などが引き起こす負の要因によるもの

過度な土地の開発や希少野生動植物の乱獲・盗掘が生物多様性に対して大きな影響を与えています。



盗掘被害により絶滅した
生息地があるマツモトセンノウ

第二の危機

自然に対する人間の働きかけが減ることによるもの

燃料となる資源の変化（エネルギー革命）や時代による産業構造の変化によって、里山や草原が利用されなくなった結果、そこに存在していた生態系が消滅しつつあります。



荒廃竹林

第三の危機

外来生物や化学物質などを人が持ち込むことによるもの

日本に生息していない外来生物は、在来生物を食べ、生息場所やエサを奪い、在来の近縁種と交雑して遺伝的かく乱をもたらすことで、地域固有の生態系を脅かします。

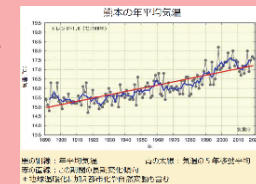


特定外来生物オオクチバス

第四の危機

地球温暖化をはじめとした地球環境の変化によるもの

気温や降水量の変化のほか、強い台風や大規模な干ばつの頻発などの気候変動や大規模地震の発生などの地球環境の変化は、生物多様性にも深刻な影響を与えています。

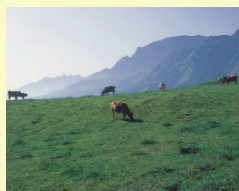


熊本県の気温の変化
 <出典>熊本地方気象台・福岡管区気象台

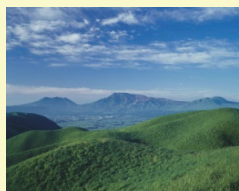
2 生物多様性くまもと戦略 2030 のあらまし

熊本県の生物多様性の現状

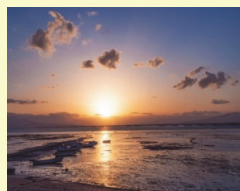
本県は、九州中央山地などの山岳地帯や阿蘇に広がる雄大な草原地帯、有明海の干潟など、多様で豊かな自然環境に恵まれており、多種多様な動植物が生息・生育しています。



草原の放牧地
(阿蘇市)



阿蘇五岳
(阿蘇市)



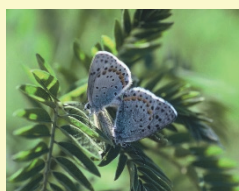
荒尾干潟
(荒尾市)



天草の島々
(天草地域)



江津湖
(熊本市)



オオルリシジミ
(阿蘇市)



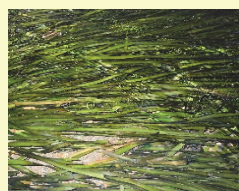
ヒメユリ
(阿蘇市)



渡り鳥
(荒尾市)



フクレギシダ
(天草市)



ヒラモ
(熊本市)

熊本県の生物多様性の課題

課題 1

多様な生態系の保全 トシホ

私たちが生物多様性の恵みを持続的に享受できるように、生態系の多様性を保全し、劣化した生態系の再生を図るよう努める必要があります。

課題 2

野生生物の保護

捕獲、流通などの禁止や適正化だけでなく、生息・生育地の保護対策を併せて進める必要があります。

課題 3

生物多様性に配慮した事業活動の推進

農林水産業については、生物多様性の保全を重視した生産活動などを行っていく必要があります。また、開発事業にあたっては、可能な限り生物多様性が維持されるよう努めていく必要があります。

課題 4

外来生物への対応

既に定着している特定外来生物については、初期段階の迅速な対応が重要であることを認識し、必要に応じて関係機関などとの連携を図りながら、「防除」も含めた対策を講じていく必要があります。

課題 5

生物多様性の概念の県民生活や事業活動への浸透

人間は自然に支えられ、共に生きていることを理解するため、学校教育や社会教育などあらゆる教育活動の分野と家庭において生物多様性の概念の普及を図り、県民一人一人の日常における実践活動を通じて生物多様性の確保に努める必要があります。

課題 6

地球温暖化をはじめとした地球環境の変化への対応

地球環境の変化は生物多様性に大きな影響をもたらします。特に、地球温暖化が県内の希少野生生物の生育・生息への影響が懸念されており、生態系などへの影響を注視していくことが必要です。

戦略の目標

【長期目標】2050年ビジョン

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、熊本県の生物多様性の状態を更に豊かなものにするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

【短期目標】2030年ミッション

長期目標の実現のために、本戦略では様々な取組みを通して2030年までに達成すべき短期目標として、以下の6つを掲げます。

多様な生態系の維持回復

目標 1

適切な森林整備、草原の再生・維持管理、都市域における緑地保全、環境に配慮した河川整備、沿岸域の自然再生などの取組みを進めます。また、教育機関や自然保護関係団体などの多様な主体の連携による取組みを推進します。

種の絶滅の防止

目標 2

絶滅危惧野生動植物の調査を行い、レッドデータブックを発刊することで周知を図ります。また、違法な捕獲・採取に対する取締の強化、開発行為の規制により希少野生動植物の生息数や生育域の減少を防ぎます。

生態系サービスの持続可能な利用

目標 3

生物多様性の恩恵を直接受ける農林水産業においては、健全な森づくりやグリーン農業の推進など、生態系への配慮を進めます。また、開発や公共事業の実施にあたっては、環境アセスメント（環境影響調査）の実施などにより環境や生態系の配慮に努めます。

外来生物の侵入やまん延の防止

目標 4

外来生物に関する情報を周知し、県民はその情報に基づき防除又は行政への報告を行います。また、定着、蔓延が危惧される外来生物については、関係者と連携し、効果的な防除を行います。さらに、侵入や被害が懸念されるものについては関係機関と連携して侵入状況調査を実施します。

一人一人が生物多様性を守り活かす社会づくり

目標 5

県民が、県や団体などが開催する自然環境講座や講演会、自然観察会などの自然に関する学びの機会を得られるように努めます。また、将来を担う子どもたちが自然環境保全のための活動に対して、積極的に参加するよう各教育機関における環境教育を推進します。

気候変動をはじめとする社会課題の解決と生物多様性保全の両立

目標 6

二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン社会」の実現に向け、事業活動や日常活動における節電や廃棄物削減などにより、生態系保全との両立を図ります。また、適切な立地への再生可能エネルギー施設の導入により、生物多様性への影響を最小化します。

3 行動計画

県民や団体などと協働して実施していく県の行動計画として、「多様で健全な生態系の保全」、「生物多様性の恵みの持続可能な利用」、「生物多様性を守り生かす社会づくり」の3節に施策を分類しました。以下、代表的な行動計画を示します。

(1) 多様で健全な生態系の保全

①阿蘇草原の維持・再生に向けた取組みの強化

阿蘇の草原を次世代に継承していくため、野焼き後継者の育成や野焼きを休止している牧野の野焼き再開の支援、恒久防火帯の整備を実施します。

また、2021年度に「阿蘇草原応援企業サポーター認証制度」を創設し、野焼き支援ボランティアや阿蘇草原再生募金等に取り組む企業や団体を認定し、支援します。



阿蘇の草原（草千里ヶ浜）

②指定希少野生動植物の指定に基づく種の保護や生息地等保護区の指定に基づく生態系の保全

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき、県の指定希少野生動植物として、植物36種及び動物13種の49種を指定し、県内全域で捕獲、採取、殺傷などを原則として禁止しています。指定種の新たな指定や状況調査を実施するとともに、指定種や生息地等保護区の見直しを行います。生息地等保護区においては、個体数を増やすため、草刈りや集草などにより生息・生育環境を改善します。

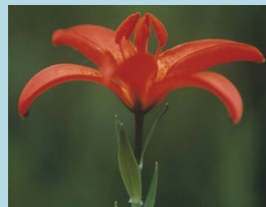
熊本県希少野生動植物の一部



サギソウ



オグラセンノウ



ヒメユリ

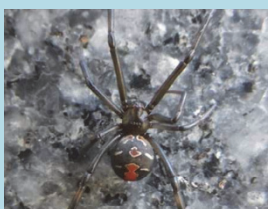


オオルリシジミ

③外来生物の侵入とまん延の防止

セアカゴケグモやアライグマなど、人の生命・身体や農林水産業に被害をもたらすおそれのある外来生物の生息・生育に関する情報については、「熊本県ホームページ」をはじめ様々な方法で県民への情報の発信に努めます。

県内において発見された特定外来生物の一部



セアカゴケグモ

出典：環境省ホームページ



アライグマ



タイワンリス

森林総合研究所九州支所提供



スパルティナ属

(2) 生物多様性の恵みの持続可能な利用

① バイオマス資源の活用

「熊本県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの活用を進めます。

バイオマスの種類の一つである木質系廃材や林地残材については、木質バイオマス発電所や熱利用施設でのエネルギー利用を促進します。



林地残材の利用

<出典> 熊本県バイオマス活用推進計画（平成24年3月）

② ジビエの推進

捕獲した鳥獣の有効利用を進めるため、捕獲者、処理加工者、行政等で構成する「くまもとジビエコンソーシアム」を中心に、研修会の開催やイベントの実施、ジビエ処理施設（事業者）への支援を行います。



ジビエ料理

③ 再生可能エネルギー導入における適切な立地

陸上風力発電及び地上設置型太陽光発電について、「地域共生型」の再生可能エネルギー施設の導入推進のため、自然環境に配慮した立地の区分けを行い、再生可能エネルギー施設の適地誘導を図ります。



風力発電

(3) 生物多様性を守り生かす社会づくり

① 普及啓発事業の充実

自然環境保全活動に携わる指導者などを講師に迎え、県内の自然環境に関する基礎的知識や生物多様性の重要性について学ぶための自然環境講座等の学習会を開催します。



自然環境講座

② 企業等による森づくりの推進

県では、社会貢献活動や環境問題に関心の高い企業等に、森づくり活動ができる場所や面積等の情報を提供するとともに、市町村などの森林所有者との間に立って、コーディネート等を行います。



企業による植樹活動

③ 国立公園の利用促進

阿蘇くじゅう国立公園において、国や市町村と協力しながら山上見学エリアの整備やトレッキングルートの再整備を進めます。

また、雲仙天草国立公園においては、ビジターセンターの改修やガイドの育成、市町によるキャンプ場等の改修を支援します。併せて、ワーケーションによる利用促進を図ります。



阿蘇くじゅう国立公園における無電柱化（左が実施前、右が実施後）

4 私たちの役割

生物多様性の保全や生物多様性の恵みを持続的に受けることができる社会（自然共生社会）の実現には、県民、環境保全活動団体、研究機関、企業、行政など様々な主体が、それぞれの役割を果たしていきながら、広く連携・協働することが大切です。



熊本県環境生活部環境局自然保護課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2274
E-mail shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所属：自然保護課
発行年度：令和5年度